

鍼灸・マッサージ療養費支給申請に係る 「機関コード」(旧「施術師コード」)登録について

療養費は、本来、被保険者が全額を施術師に支払って9割又は7割を医療保険者に支給申請すべきものですが、当広域連合では、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の支払いについて導入された受領委任制度について、平成31年4月1日施術分から取扱いを開始しています。

受領委任制度に参加される施術管理者におかれては、療養費の支給申請に、当広域連合が指定する、機関コードの記載が必要です。

1 施術管理者の新規登録

被保険者の委任を受けて当広域連合に療養費を請求するには、あらかじめ施術管理者の登録が必要です。(管理者でない方は登録不要です。)

療養費を請求される施術管理者は、機関コード新規登録シートに必要事項を記入のうえ、厚生(支)局から通知された「療養費の受領委任の取扱いの承諾について」の写しを添付し、適正に請求することを誓約して当広域連合に提出してください。

2 機関コードの通知

「機関コード新規登録シート」は、書類に不備がなければ概ね1箇月以内に「機関コードのお知らせ」を郵送します。

療養費支給申請書は、通知した機関コードを必ず記載して提出してください。(機関コードの記載のない療養費支給申請書は受け付けできません。)

3 登録内容の変更及び廃止

上記により登録した内容に変更が生じたときは、機関コード登録変更・廃止シートにより速やかに届け出してください。

新規登録シート、登録変更・廃止シートの使い分けは次の表のとおりです。

○ 新規登録シート及び登録変更・廃止シートの使い分け

	新規登録（新規登録シートで）	変更（登録変更・廃止シートで）	廃止（登録変更・廃止シートで）
①施術管理者として当広域連合に初めて請求するとき（施術管理者の変更含む）	○		
②施術所の追加開設	○		
③施術所名の変更	○		
④住所のみ変更（同じ都道府県内の移動に限る）		○	
⑤個人請求↔団体請求の変更	○		
⑥加入団体の変更	○		
⑦口座等その他届出情報の変更		○	
⑧施術管理者でなくなったとき			○

※ ②～⑧の場合は、既に取得している機関コードを記入してください。（⑦の口座変更登録には日数がかかるため、旧口座をすぐに解約しないように注意してください。）

※ 各シートは、原則として、団体請求の施術管理者は団体が、個人請求の施術管理者は施術管理者が提出してください。

※ 療養費は、登録された口座に振り込みます。療養費支給申請書に異なる口座を記載しても変更されないため、振込先の口座変更を希望される場合は、変更・廃止シートでの変更手続きが必要になります。

4 様式

登録に必要となる機関コード新規登録シート、機関コード登録変更・廃止シートは、当広域連合ホームページからダウンロードしてください。（当広域連合事務所にも備えています。）